

平成 22 年度 統計法施行状況報告
(「統計職員等の人材の育成・確保」部分の抜粋)

別編【基本計画 事項別推進状況】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(3) 統計職員等の人材の育成・確保</p> <p>ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進</p>	<p>○ 統計を主管する局又は部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。</p> <p>なお、中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。</p> <p>○ 府省間、国・地方間、官・学間の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間、国・地方間、官・学間等の人事交流を推進する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況	
<p>○ 10年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については、統計の利用部局と作成部局間の異動を行っている。【人事院】</p> <p>○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得た。【内閣府】</p> <p>○ 昨年度に策定した研修実施方針に基づき、平成23年3月までの研修計画を策定。</p> <p>○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、統計関係部局と統計利用部局との人事交流を積極的に推進。</p> <p>○ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っており、今後も継続できるよう努める所存。【以上総務省】</p> <p>○ 省内において統計調査手法研修を計画的に実施し、統計調査担当職員等が参加した。【文部科学省】</p> <p>○ 統計主管部局の職員を対象に、統計調査業務に必要な基礎的・専門的知識の習得及び統計情報処理能力の向上を図ることを目的とした研修を計画的に実施している。また、可能な限り統計利用部局への人事異動を行っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 統計組織における人材の育成に関する方針を策定し、人材の計画的育成を推進。【農林水産省】</p> <p>○ 中核職員の計画的な育成・確保のために研修・人事交流の充実を図っている。具体的な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修については、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成22年度に計15講座を実施し、質的向上及び職員の確保に努めているところ。 ・ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても経済センサスや統計審査等の業務のために総務省に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の充実を図っている。【経済産業省】 <p>[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]</p>	①

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	○ 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員が目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、一次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や二次的利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。	総務省	平成22年度から実施する。
	○ 各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図る。	総務省	平成22年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況	
<p>○ 統計関連職員については、統計調査業務の実施計画及び当該職員の職務に応じて、迅速かつ正確なデータ作成・分析、専門研修の受講による統計専門能力の向上等を人事評価における業績目標として設定するよう努めている。【人事院】</p> <p>○ 「担当業務における専門的知識・技術の習得・情報収集を行う」という評価項目により職員の統計の専門性の向上に関する評価を行う。【内閣府】</p> <p>○ 統計関連職員にあっては、従前から、迅速かつ正確な統計作成や、作成した統計の適切な分析等を業務目標として掲げており、今後も引き続き目標として設定するよう努めていく。【警察庁】</p> <p>○ 職員に対し、統計担当職員としての専門性を向上させるために必要であると考えている自己啓発テーマ等について、人事評価における実績評価の目標として積極的に掲げるよう働きかけたところ。</p> <p>○ 人事評価において、「統計の専門性の向上に関連する事項」を可能な限り目標に設定し、評価を実施。【以上総務省】</p> <p>○ 統計部局に所属する主な統計関連職員については、統計の専門性の向上に関連する事項を、評価目標として設定するよう努めてまいりたい。【財務省】</p> <p>○ 統計部局に所属する主な統計関連職員については、人事評価の目標に関連項目を設定。【文部科学省】</p> <p>○ 業績評価の目標として、統計の専門性の向上に関連する事項を設定することに努めるよう職員へ周知した。【厚生労働省】</p> <p>○ 業績評価の目標として、攻めを重視した農林水産行政への転換を進めるため、現場の実情を踏まえた統計組織の再構築と機能の充実に取り組み、統計職員の専門性の向上等を通じた統計の信頼性確保に資する事項を組織目標に設定するとともに、各職員の目標としても設定するよう促してきたところ。【農林水産省】</p> <p>○ 当省は他省に先駆けて人事評価制度を実施しており、目標設定に当たっては、各部局目標に加え、各課室目標・個人目標を設定することとしている。統計部局としては、統計調査の着実な実施、新たな統計整備への取り組み等に関する事項を目標として設定しているところ。【経済産業省】</p> <p>○ 情報政策本部の重点課題等により、情報政策本部の統計関連職員が、人事評価制度の目標設定時において、それらの重点課題を踏まえた目標設定をするよう促し、統計の専門性の向上に努めている。【国土交通省】</p> <p>○ 統計に関係する部局等に対して、本件基本計画の記述について周知を行う。【環境省】</p> <p>[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]</p>	②
<p>○ 統計研修所において、各府省や地方公共団体に対して研修内容に関するアンケートを実施し、ニーズに応じた研修内容を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次統計作成上の実務能力向上に資するため、調査設計に重点を置いた研修課程を実施 ・ 二次的利用における実務能力向上に資するため、「統計解析ソフトRで学ぶマイクロデータ利用入門」を平成22年度に新設 	③
<p>○ 各府省における統計職員等の育成・確保に向けた具体的な取組状況については、平成21年度統計法施行状況報告に係る統計委員会基本計画部会第3WGにおける審議(平成22年7月)において、情報共有が図られたところ。今後、各府省における統計職員等の人材育成の取組を推進・支援する観点から、「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において、各府省の取組状況について、継続的に情報共有等を図る予定。</p>	④

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 イ 国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進	○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
ウ 人材の育成・確保に向けた研究の実施	○ 専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。	総務省、各府省	平成22年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況	
<p>○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の英語能力の向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】</p> <p>○ 国際機関や開発途上国等からの協力要請に基づいて、専門家派遣や本邦研修受入れ等を行っており、今後も引き続き対応。</p> <p>○ カンボジア政府の統計能力を向上させるためカンボジア統計局に対し支援を実施。</p> <p>○ 国際統計研修への積極的な派遣について検討。英会話、英文ライティング研修を実施し(平成22年6月、10月)、それぞれ、職員4名、8名が受講。</p> <p>○ 国際会議に24度、職員のべ34名が出席。</p> <p>○ 国連統計委員会に委員国として出席し、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)管理評議会では副議長を1度務めた。</p> <p>○ 外国の統計局等の関係機関に職員のべ10名が訪問し、情報収集等を実施。</p> <p>○ SIAPの研修プログラムにおいて、職員3名が参加。【以上総務省】</p> <p>○ OECD等の国際統計関係会議に5回、職員のべ8名が出席。【文部科学省】</p> <p>○ スキルアップを前提に考え、積極的な国際担当系への配置、業務内容に合わせた在任年数、また、研修の活用により、人材育成を図っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 次のとおり、職員の経験等に応じ業務を通じた能力の向上方策を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国際会議を平成22年5月に東京で開催し、3名の職員が会議運営に携わった。 ② 国際会議、海外調査のため、のべ18名の職員が海外出張した。 ③ JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の農林水産統計に係る本邦研修に講師として職員11名を派遣した。【農林水産省】 <p>○ 国際統計分野で活躍できる職員の人材育成については、JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の産業統計にかかる本邦研修への講師として若手職員を派遣した。</p> <p>○ また、JICA事業で実施している日中国際IOプロジェクトや、東アジア地域に対する統計協力プロジェクトに若手職員を参加させる等により、統計の知見や英語力の更なる向上を図り、国際的なバランス感覚と統計の専門性を合わせ持つ人材の育成・確保に努めているところ。なお、東アジア地域に対する具体的な統計協力としては、東アジア製造業統計専門家会議(EAMS)、日・アセアン経済産業協力委員会統計WG(A MEICC/WGS)、ベトナム生産統計プロジェクト、日中国際IOプロジェクトの実施などが挙げられる。【以上経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]</p>	⑤
<p>○ 国際的な課題について各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場として「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成21年6月24日各府省統計主管部局長等会議申合せ)を設置し、平成22年度は2回開催した。</p>	⑥
<p>○ 統計職員等の人材の育成・確保に向けた方策の検討に資する観点から、「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において、各府省に対し、参考としたい諸外国における具体的な対応事例の有無等について意見照会を実施。今後、各府省からの要望があれば、可能な範囲で、諸外国の事例収集を行い、収集した情報については、各府省に対して情報提供を行う予定。【総務省(政策統括官室)】</p> <p>○ 統計研修所は、統計に関する専門の研修機関として、統計の作成、分析、利用等に必要な理論や手法についての研修を実施しており、平成22年度には、諸外国の統計機関における統計研修関連の文献を翻訳し、統計局などにも参考配布。【総務省(統計研修所)】</p> <p>○ 総務省政策統括官事務局が開催している「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」等各種会議等での検討内容や、他府省等の検討・研究の実施状況や実情等についても情報交換を適宜行い参考とするなどして継続的に検討することとしたい。【財務省】</p> <p>○ 英国国家統計局及びカナダ統計局のホームページ上に公開されている統計職員の研修に関する情報を収集し、その内容を検討した。</p> <p>○ また、OECDヘルスデータ担当者会議など担当者が国際会議に出席した後、報告会などを通じて関係職員に対して情報共有を行うなど、統計職員能力の向上を図った。【以上厚生労働省】</p> <p>○ 「欧州主要国の産業統計事情に関する調査研究」を行い、人材の育成・確保のための方策等について、欧州主要国及び国際機関を現地訪問し調査した。また、その成果について、「統計リソースの確保及び有効活用に関するWG」において各省に紹介した。【経済産業省】</p> <p>○ 関係部局が収集した統計に関する諸外国の事例等について、必要に応じて、省内の関係職員において情報を共有し、統計職員能力向上を図っている。【環境省】</p> <p>[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]</p>	⑦

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成21年度から実施する。
	○ 統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度に実施する。
	○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学会等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、公募型や競争型による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備や提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 統計利用者との意見交換の場を活用し(3(1)参照)、上記各府省と学会等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学会等の有識者による研究の推進を促す。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況	
○ 平成22年4月にワークショップ「『統計加工・集計の新たな手法と設計について』SNA統計の事例を中心に」を開催し、大学等の専門家と意見交換等を行う等により、推計業務の効率向上に向けた検討を行っている。	⑧
○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ。平成22年度に該当学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められることとなった。	⑨
<p>○ 統計の作成方法に関する調査・研究等に当たり、有識者と連携を図っている。【内閣府】</p> <p>○ 統計研修所において、外部有識者(大学教授等)と統計の高度利用に関する共同研究を実施しており、平成22年度は、ワークライフバランスに関する実証分析等、4件の共同研究を実施。研究成果は、リサーチペーパーとして取りまとめ、ホームページにて公表予定。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 学識経験者で構成される「法人企業統計研究会(第64～67回)」を実施した。主な検討事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース会計基準に係る特別調査 ・ 季節調整方法の変更 【財務省】 <p>○ 平成22年度より、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を2回開催した。</p> <p>また、社団法人日本品質管理学会が主催する統計の品質評価に関する研究会に参加している。【厚生労働省】</p> <p>○ 基幹統計の調査設計の段階や基幹統計の取りまとめに当たって、研究会等で学識者の意見を聞くようにしている。【農林水産省】</p> <p>○ 「電子商取引に関する動向調査」、「純粋持株会社や企業のグループ活動に関する調査」等について調査研究を実施し、学会等の有識者の知見を活用している。引き続き公的統計の作成方法に関する調査、研究・開発のための対応を行っていく。【経済産業省】</p> <p>○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たっては、検討会等を実施し、学識経験者の知見を幅広く活用するとともに、検討結果については、インターネット上等で公開するなど、情報共有に努めている。【国土交通省】</p> <p>○ 環境関係の統計の調査等にあつては、必要に応じて、大学教授等、専門家の意見を踏まえつつ、適切に実施することとしている。【環境省】</p> <p>[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]</p>	⑩
○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ。平成22年度に該当学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められることとなった。	⑪

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。	各府省	平成22年度から実施する。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の統計関連業務に必要な知識・技術の習得については、総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講などにより対応している。【人事院】 ○ 内閣府経済社会総合研究所において実施している統計関係研修にのべ7名の大学教授を招へいた。【内閣府】 ○ 職員を大学に派遣・出向し、「統計調査論」の講義等を実施。 ○ 日本統計学会及び日本人口学会等に職員の講師派遣等を実施。 ○ 平成22年度に実施する研修において大学等から講師を招へいし、講義を実施。【以上総務省(統計局)】 ○ 従前、大学への講師派遣実績はあったが、現在は教授や担当した職員の退職に伴い実績は無い。今後、大学等からの要請があった場合は、講師の派遣を含み、連携を検討することとしたい。【財務省】 ○ 大学の研究者等を統計調査主管課の統計調査協力者として委嘱し、助言等を受けている。【文部科学省】 ○ 省内における統計基礎研修の実施、統計解析(民間主催のSPSS、SAS)研修、内閣府経済社会総合研究所主催の研修、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点・産業研究所主催のシンポジウム及び解析セミナー等に参加させ、統計職員の人材育成を行った。【厚生労働省】 ○ 統計の中核を担う人材育成の観点から、現在、農林水産省の研修において、大学の教授等を講師として招き講義頂いている。【農林水産省】 ○ 職員の統計関連業務に必要な知識・技術の習得については、総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講などにより対応している。 ○ 経済産業省が行う研修において、大学教授等に講師として協力いただくとともに、大学からの講師派遣の依頼に応じて当省職員を派遣している。平成22年度は大学に講師を派遣した。また、大学職員を非常勤職員として省内統計部局に迎えており、今後も相互の派遣を通じて連携を強化していく。【以上経済産業省】 ○ 統計作成部局担当職員を可能な限り統計調査をテーマとした研究に関する大学の公開講義に参加させるなど、中核的職員の人材育成に努めている。【国土交通省】 <p>○ 内閣府等が行う統計関係の研修の利活用を図りつつ、具体的な統計業務に則した必要性等を踏まえ、適切な対応を行っている。【環境省】</p> <p>[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]</p>	⑫